

事 務 連 絡

平成 2 7 年 1 1 月 5 日

神奈川県知事 様

秦野市子ども・子育て会議

会長 小林 正稔

保育所設置認可に係る審査基準への意見について（通知）

子ども・子育て支援法第 7 7 条及び秦野市子ども・子育て会議条例第 2 条の規定により設置する秦野市子ども・子育て会議において、次のとおり意見がありましたので通知いたします。

1 開催日及び開催回

平成 2 7 年 8 月 2 8 日（金） 同年度第 1 回

2 意見

貴県の『保育所設置認可に係る審査基準』第 7 条第 2 号にある「乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は 2 歳に満たない幼児 1 人につき 2. 4 7 5 平方メートル以上であること。」との規定については、良質な保育環境の確保を図る観点から、貴県の『保育所設置認可に係る行政指導の指針』第 6 条第 3 項の規定のとおり、「乳児又は幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上」とすべきと考えるため、改正を検討していただきたい。